

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休む日
翌日)

目 次

- ◇告 示 市町村の区域ごとの民生委員の定数
結核予防法による医療機関の指定
入会林野整備計画の認可
解除予定の保安林
保安林の解除
保安林予定森林
- ◇教委訓令 鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規定の一部を改正する訓令
- ◇公 告 毒物劇物取扱者試験の実施

告 示

鳥取県告示第七百八十三号

民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）第四条の規定に基づき、市町村の区域ごとの民生委員の定数を次のように定め、昭和四十六年十二月一日から施行する。

昭和三十七年十月鳥取県告示第五百七十四号（市町村別民生委員定数に

ついて）は、昭和四十六年十一月三十日限り廃止する。

昭和四十六年九月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

用瀬町	一八人	赤碓町	二五人		
若桜町	二三人	東伯町	三五人		
八東町	一九人	大栄町	二〇人	溝口町	二〇人
河原町	二七人	北条町	一六人	江府町	一八人
船岡町	一五人	関金町	一八人	日野町	二四人
郡家町	二七人	三朝町	三二人	日南町	三四人
(八頭郡)		東郷町	一八人	(日野郡)	
福部村	八人	泊村	八人	中山町	一六人
岩美町	四四人	羽合町	一六人	名和町	二三人
国府町	一八人	(東伯郡)		大山町	一八人
(岩美郡)		青谷町	二七人	淀江町	一九人
境港市	六四人	鹿野町	一四人	日吉津村	五人
倉吉市	一〇人	気高町	二三人	岸本町	一五人
米子市	一九三人	(気高郡)		会見町	一〇人
鳥取市	二〇七人	智頭町	二八人	西伯町	一九人
(市部)		佐治村	一五人	(西伯郡)	

鳥取県告示第七百八十四号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和

二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。
昭和四十六年九月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 医療機関名 所在地

昭和四十六年九月九日 板倉医院 日野郡日南町多里三二五

鳥取県告示第七百八十五号

日野郡日野町福長漆原上入会林野整備組合組合長日野郡日野町福長八六六番地生田栄から申請のあつた漆原上入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第百二十六号)第十一条第一項の規定に基づき、昭和四十六年九月二十二日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十六年九月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百八十六号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年九月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字逢束字鈴ヶ野一〇七五の二二七

二 保安林として指定された目的

潮害の防備
三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第七百八十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十六年九月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字逢束字浜田河原一三三八―一四

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第七百八十八号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年九月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 (一) 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町大字湯河字家の上へ一〇七一、一〇七二、字小坂四

七四、四九七の二、四九七の三、字横内四六四、大字福寿実字入道

ヶ塔六五四の一から六五四の五まで、六五四の八、六五四の九、大
字茶屋字尻無シ二七九四、二七九五、二七九七、二七九九、二八〇
二、字長ウネ二八〇三、二八〇四、大字下阿毘縁字家の奥六四六、
六四七、六五〇

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計
画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

二 (一) 保安林予定森林の所在場所

日野郡日野町大字津地字大谷ノ上エ九八四、字山田林九八〇、大
字高尾字若林六六七の二、六五九、字小吹家の向六五八の一、六五
八の四、大字小原字瀧谷六一五、字舟谷六一八、六一九

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

三 (一) 保安林予定森林の所在場所

西伯郡西伯町大字大木屋字石原谷三六四から三六七まで

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は定めない。

(2) 主伐として、伐採をすることができる立木は、米子地域森林
計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

四 (一) 保安林予定森林の所在場所

西伯郡大山町大字今在家字猫坪谷八七八、八八三、八八四、八八五

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は定めない。

(2) 主伐として、伐採をすることができる立木は、米子地域森林計

- 画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

五 保安林予定森林の所在場所

東伯郡関金町大字関金宿字堤谷一四〇〇の一、一四〇一、一四〇二、一四〇三の一

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は定めない。
- (2) 主伐として、伐採することができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

六 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字東小鹿字河原平四六七、四六八、四七〇の一、四七〇の二、大字神倉、字青獵口四六三の一、四六三の五、四七〇の一、四七〇の四、四七〇の五、四七〇の六

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は定めない。
- (2) 主伐として、伐採することができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

七 保安林予定森林の所在場所

気高郡鹿野町大字河内字奥板山一九九八の一、一九九八の二、一九九九、二〇〇五

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は定めない。
- (2) 主伐として、伐採することができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

八 保安林予定森林の所在場所

鳥取市上原字長尾頭八六七の一から八六七の四まで字長尾谷九一の一の三、九一一の三六、九一一の三七

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は定めない。
- (2) 主伐として、伐採することができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

九 (一) 保安林予定森林の所在場所

岩美郡岩美町大字蒲生字鍛冶谷二五六七から二五七二まで、字曠谷上二五七三、二五七四、字大山二五八二、大字院内字屋敷の上四八九から四九七まで、大字小田字ウトフ谷五八一から五八三まで、五八六、五八七

(二) 指定の目的

土砂の流出防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は定めない。
- (2) 主伐として、伐採することができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

十 (一) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字中原字大ホフシ一三六七の二から一三六七の四二まで、一三六七の四五、一三六七の四九から一三六七の五一まで、一三六七の五四、大字小船字カシナミ上ノ平一〇〇、一一〇一、一一〇三、大字岩屋堂字柿原の上四三五、四三五の一、四三六から四三八まで、四三八の一、四四〇の一、四四〇の二、四四一、四四二の一から四四二の九まで、四三七の一、四四五、大字糸白見字奥木地山六五五の一、六八九の二、字中木地山六八三の二〇、大字測見字大和寺谷七九八の三、大字屋堂羅字小黒谷七六四、一一八七、字カツラ谷七六三、字カンドコー一八二から一一八五まで、一一八五の一、一一八六

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は定めない。
- (2) 主伐として、伐採することができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

十一 (一) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡河原町大字布袋字粟谷八五七、字狼谷九三一

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は定めない。

(2) 主伐として、伐採することができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする

十二(一) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡用瀬町大字別府字和増谷七四〇の二

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る、伐採種は定めない。

(2) 主伐として、伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

十三(一) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡佐治村大字加茂字小田谷口一八三一、字高坂一六三二の一

六三三、大字加瀬木字ヒツボフ谷二一五三、二一五六

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は定めない。

(2) 主伐として、伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽、期間及び樹種

次のとおりとする。

十四(一) 保安林予定森林の所在場所

日野郡溝口町大字白水字法定四六二から四六八まで、四六九の一
三から四六九の一五まで、五二七

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

十五(一) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字若荷谷字家向三四七の一から三四七の三まで三四七の八から三四七の一まで、三四七の一四

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は択伐による。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

十六(一) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字若屋堂字ウヘノ山四五四から四五七まで、四五九の一から四五九の三まで、四六〇から四六二まで

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は択伐による。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部造林課並びに日南町役場、日野町役場、西伯町役場、大山町役場、関金町役場、三朝町役場、鹿野町役場、鳥取市役所、岩美町役場、若桜町役場、河原町役場、用瀬町役場及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。)

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第一号

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十六年九月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 小 田 大 吉

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令
鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程(昭和三十三年六月鳥取県教育委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

教育事務所		主 幹	所 長	教育長又は
右以外の職員	係 長	係 長	所 長	所

教育長の指名する課長	長
------------	---

を

教育長又は教育長の指名する課長	長
所	長
教育長又は教育長の指名する課長	長
館	長

武道館	教育事務所		所長補佐	所長
	係長	館長補佐	右以外の職員	係長
右以外の職員	係長	館	係長	係長

に改める。

附則

この訓令は、昭和四十六年十月一日から施行する。

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和46年9月28日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 期日及び場所

昭和46年11月2日（火曜日）午前10時から午後3時まで

鳥取市東町 鳥取県庁講堂

2 試験科目

(1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「規則」という。）別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第2に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験

毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第2に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

3 受験手続

受験希望者は、毒物及び劇物取締法施行細則（昭和26年3月鳥取県規則第9号）別記第1号様式の受験申請書に次の書類を添え、所轄保健所長を経由して知事に提出すること。

- (1) 履歴書
- (2) 戸籍抄本
- (3) 写真（申請前6箇月以内に脱帽で上半身を撮影した名刺形の台紙のないもの）2枚
- (4) 精神病患者、麻薬、大麻、おへん若しくは覚せい剤の中毒者、おし、つんぼ、盲又は色盲でないことを証する医師の証明書

4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 500円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験申請書にはりつけること。この場合、消印しないこと。

5 受験申請書の提出期限

昭和46年10月16日まで